

## 議案第7号

### 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

利根町男女共同参画推進条例（令和2年利根町条例第23号）の一部を次のように改める。

第21条第1項第1号を削り、同項第2号中「有識者」を「知識経験者 4人以内」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「各種団体等の代表者」を「各種団体等 4人以内」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「一般町民」を「町民 4人以内」に改め、同号を同項第3号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（任期の特例）
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第22条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

令和5年3月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

利根町男女共同参画推進委員会の構成委員見直しに伴い、公募する町民の人数を明確にするため、利根町男女共同参画推進条例の一部を改めたいので提案する。